

協議第74号

平成16年10月26日確認

各種事務事業の取扱い（建設関係）について

各種事務事業の取扱い（建設関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年4月15日提出

平成16年10月26日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い (修正案)	調整の内容(案)	<p>1 市町村道に認定されている道路については、新市において市道として引き継ぐものとする。合併後は、新たに認定基準を作成し、統一的な認定業務を行うものとする。また、認定時期については、原則年1回とする。</p> <p>2 新市において市道認定された道路及び認定外道路であって主に生活道路として利用されている道路については、新設改良事業及び維持管理事業にかかる受益者負担は徴収しないものとする。</p> <p>3 公営住宅等における家賃は、<b>平成18年度までは現行のままとし、平成19年度から公営住宅法に基づく応能応益制度による新家賃体系に統一する。</b></p> <p>(1) 新家賃体系への移行に伴い、急激な負担増となる場合については、負担調整を設けるものとする。</p> <p>(2) 美杉村の若者住宅については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p>
関係項目	建設関係		